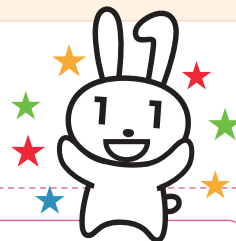


医療機関等を受診の際は マイナンバーカードの利用が便利です



1 受付

病院窓口の
カードリーダーで
保険証として登録
できます



マイナンバーカード

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください



3 同意の確認

診察室等での
診察・服薬・
健診情報の
利用について
確認してください

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情
報を当機関に提供することに
同意しますか。
この情報はあなたの診療や健
康管理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供
することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康
管理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意しない

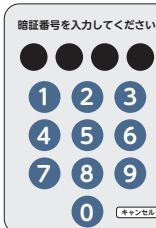
2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を
入力してください

顔認証



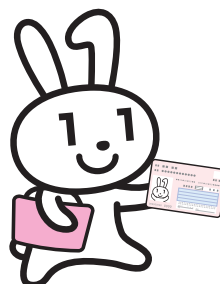
暗証番号



4 受付完了

お呼びするまで
お待ちください

カードを忘れずに！



問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

10/1は「浄化槽の日」。 浄化槽の維持管理をしましょう！

ご自宅の浄化槽は、きちんと維持管理をしていますか？浄化槽は生きた微生物の働きで汚れを処理しているので、日頃の維持管理が不可欠です。

維持管理がきちんと行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。さらに、故障してしまうとかえって余分な費用がかかることにもなります。

：知っていますか？浄化槽設置者の3大義務！：

みなさまの大切な財産である浄化槽を適切に維持管理し、末永く使い続けていけるように浄化槽法において、**浄化槽設置者の義務**が定められています。

1.保守点検(法第10条)

年に数回、保守点検を行うことが義務づけられています

2.清掃(法第10条)

年1回以上、清掃を行うことが義務づけられています。

3.法定検査(法第7条,11条)

浄化槽設置者は、法定検査を受けることが義務づけられています。



詳細はこちら

問 環境政策課 ☎973-5594